

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員
27年－25 (27.9.11)	議 会	<p><b>「請願・陳情に関する取り扱い要領」の変更について</b></p> <p>▶<b>請願理由</b></p> <p>1、「請願権」は憲法の『第3章 国民の権利及び義務』の第16条に規定された基本的人権である。「何人も、…平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」と規定されている（「何人」には在留外国人も含む）。また、「請願法」第5条では「…官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」とも規定している。</p> <p>つまり、「請願」（陳情含む）は何人も「平穩に」行使できるものであり、官公署はそれを基本的にはすべて受付け、「誠実に処理」すべきものである。従って、様々な条件を付けて県民の「請願＜陳情＞権」を侵害することは憲法の趣旨とは相容れない。</p> <p>特に「基準案」⑥は、国民の請願＜陳情＞権を著しく侵害するもので、認められない。</p> <p>2、「基準案」の①③④は、県民の負託を受けた県議会議員が見識を持って判断（否決等）すればよく、規則等でその取扱いを一律に規定すべきものではない。</p> <p>3、「基準案」②の「係争中の裁判事件に関するもの等」は重大な問題を含む。『憲法講義』（小林直樹著、東京大学出版会、1967年）では「請願権が希望の表明にすぎない点から考えれば、「裁判に関する請願を除外すべき理由はない」から、司法権の独立を侵害しないような方法ならば、裁判についての請願も、別段に禁じられないといえよう。」とある。</p> <p>鳥取県では、近年『鳥取県児童手当差押え事件訴訟』（2009年）の例があった。県民A氏が「県税事務所が差押えた預金は差押禁止財産の児童手当であり違法」として鳥取県を相手に訴訟を起こしたものである。判決は、一審・二審とも原告</p>	<p>鳥取県労働組合総連合 議長 田 中 暁</p> <p>外3団体</p> <p>(紹介議員) 市 谷 知 子 錦 織 陽 子</p>

の勝利であった。一審判決後、A氏を支援する団体が県議会に対し『県の控訴取り下げを求める』陳情を行った。県が控訴すれば当然弁護士費用等県費を支出することでもあり、県議会としても「控訴の適否」の判断を求められることとなる。A氏を支援する団体の県議会への陳情は当然の権利行使である。

もし、「基準案」②が施行されていたら前記「陳情」はできなかつたことになる。重大な権利侵害である。

4、「基準案」⑤は、たとえば議員定数や議員報酬、海外視察などに対する県民意見を直接議会に届ける機会が失われることになる。議会に自律権があるとしても、それを県民意見の上位に置くことは認められない。

▶**請願事項**

以上の理由から、「請願・陳情に関する取り扱い要領」の「3(3) その他議会の審議になじまないと議長が認めるもの」の基準案を施行しないことを求める。

※「基準案」

- ①違法又は公序良俗に反する行為を求めるもの（不当要求行為に類するものを含む）
- ②係争中の裁判事件に関するもの等、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
- ③法人もしくは個人の名誉を毀損するおそれのあるもの又は個人の秘密を暴露するもの
- ④県の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの又は県の組織編制に関するもの
- ⑤議会（議員）自身に関して定める条例、規則等又は議会が行う事業に関する意見・要望に類するもの
- ⑥議案の慎重審議又は議案に係る議決の見直しを求めるもの
- ⑦その他議会の審議になじまないと認められるもの